

弘前市障がい者スポーツ支援事業費補助金の補助対象経費一覧

補助対象経費の種別	補助対象経費
謝礼	講師、専門的技術を有する協力者（以下「講師等」という。）への謝礼など。ただし、補助事業者の構成員に対するものを除く。
旅費	講師等（講師等に介助者等が必要な場合は当該介助者等を含む。）への交通費、宿泊費など。ただし、実費又は市職員の例により算定した額のいずれか低い額とする。
消耗品費	コピー用紙、プリンターインク、参加者記念品その他補助事業の実施に直接必要なもの。（食糧費を除く。）ただし、参加者へ配布する記念品は、一人につき1,000円を上限とする。
燃料費	車両等のガソリン代、灯油代など
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料等の印刷代など
通信運搬費	補助事業の周知、連絡等に要する郵便料など
支払手数料	振込手数料など
使用料及び賃借料	会場使用料、イベント用品の借上料など
保険料	イベント時の損害保険料、傷害保険料など
スポーツ競技用具費	補助事業の実施に直接必要なスポーツ競技用具費
その他	その他市長が必要と認める経費

※消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は、補助対象経費に含まれません。（ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。）

※当補助金を使って物品等を購入する場合は、市がやむを得ない理由があると認めない限り、市内に本店がある業者に発注する必要があります。